

(陳受30第11号)

東海第二原子力発電所の40年超え運転延長に関する陳情

受理年月日	平成30年11月22日
-------	-------------

陳情者	斎藤 義介
-----	-------

陳情の要旨

原子力規制委員会は、11月7日、今月末で運転期限の来る日本原子力発電（原発）東海第二原発（茨城県東海村）について、一連の審査を終え、「今後20年間の運転を想定し問題がない」としましたが、以下の理由から運転延長と再稼働は到底認められません。

2011年3月の福島第一原発事故の緊急事態宣言は解除されておらず、今なお5万余の人々が避難生活を余儀なくされ、支援も打ち切れつつあります。被災者は、居住の自由のみならず、幸福に生きる権利を奪われたままです。東海第二原発は、3.11事故の福島第一原発と同型の沸騰水型原子炉ですからなおさらのこと、前提として、福島第一の徹底的な検証が求められるゆえんです。

近年、熊本、大阪、北海道で大地震が発生し、特にことし9月の北海道胆振東部地震は震源と既知の断層との関連解明がおくれ、人々に震度7程度の地震は全国どこでも起こり得ることを印象づけました。ところで、東海第二原発の基準値震動は現在1,009ガル、この国が経験した最大震度は4,022ガルです。この国の住宅メーカーは、破壊されるものとして実験を重ね、この最大震度4,022ガルに耐えられる住宅を建設しています。このように、破壊を前提にはできない原発の基準値震動が一般住宅のそれよりはるかに小さいわけです。この一般住宅よりも脆弱な原発の耐震強度は、強い地震は来ないとする消極的地震予知によって正当化されています。原発はまともに耐震実験もせず、現実起こった事故による社会・生活の破壊の分析からしか教訓を得られない技術です。私たちはこのような、他では認められない非科学的技術に、なぜ依存するのか。良識と理性は決して許さないでしょう。

一旦、東海第二原発で大きな事故が起これば、遮る山もない首都圏は、多くの核施設が集中する東海村で発生する複合災害によって、人が住めなくなるなど深刻かつ広範な汚染にさらされます。本当に、精緻な避難計画で、住民が安全に避難し、大量被曝が避けられるのでしょうか。そもそも、そのようなことをしてまで、どうして原発を運転する必要があるのでしょうか。

原子炉等規制法の「40年ルール」は、老朽化した原発を廃炉にして原発そのものから解放されるための出発点です。よって、当初のルールどおりに東海第二原発の運転延長を認めず、再稼働しないで廃炉にすることを求める意見書を、武蔵野市議会から国及び関係機関に提出することを求めます。